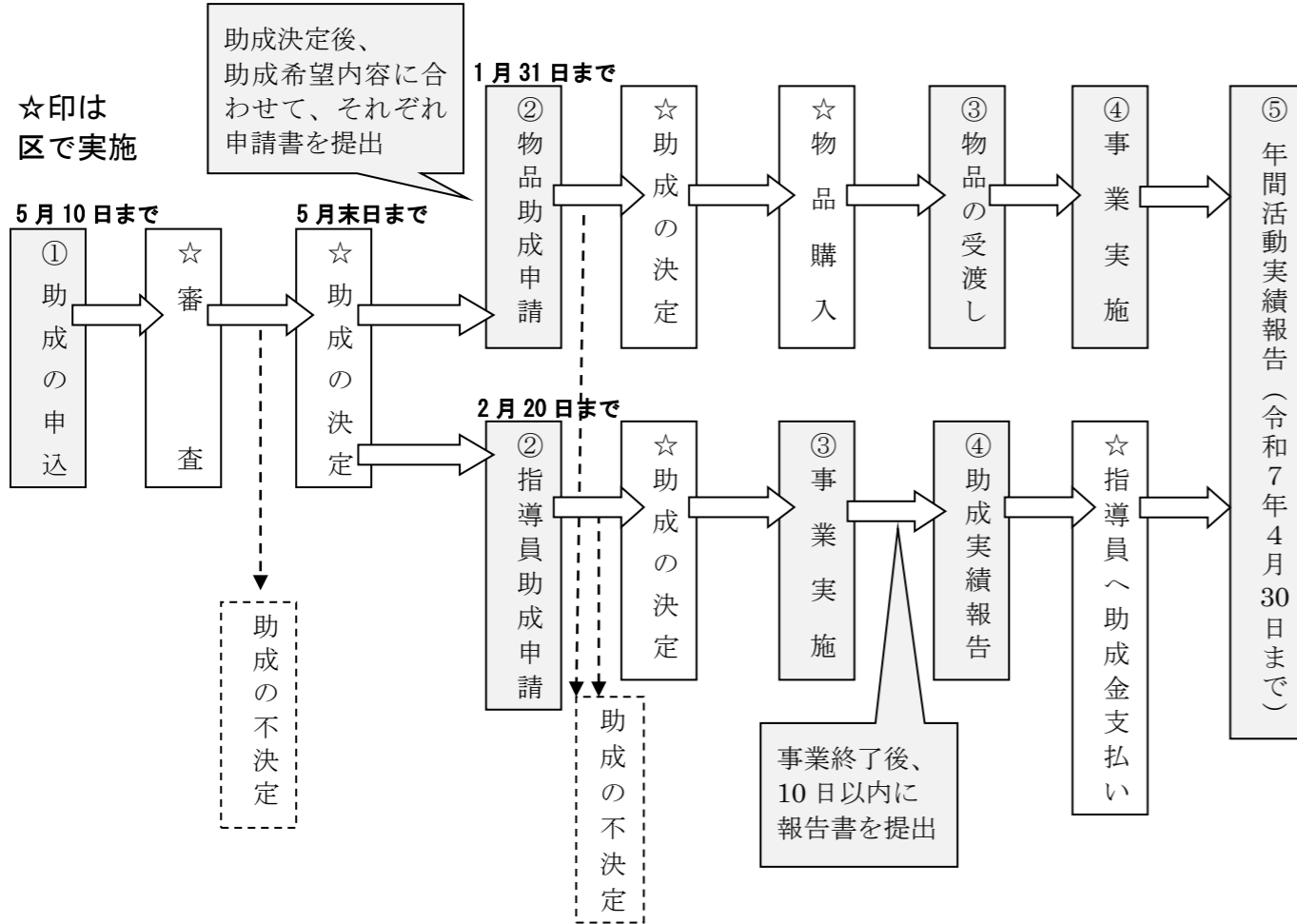


申請期間 令和6年4月1日（月曜日）
～5月10日（金曜日）（必着）

手続きの流れ 審査の結果は5月末日までに団体代表者あてに郵送いたします。



令和6年度 地域活動団体 支援事業

— 地域活動団体を支援します —

地域でコミュニティ活動を実践している団体に、物品などを助成します。

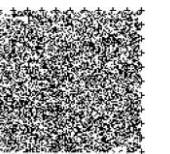
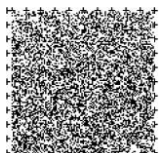
申請・問い合わせ先

- **世田谷総合支所地域振興課地域振興・防災担当**
〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目22番33号 電話番号 03-5432-2831
 - **北沢総合支所地域振興課地域振興・防災担当**
〒155-8666 世田谷区北沢2丁目8番18号 電話番号 03-5478-8029
 - **玉川総合支所地域振興課地域振興・防災担当**
〒158-8503 世田谷区等々力3丁目4番1号 電話番号 03-3702-1603
 - **砧総合支所地域振興課地域振興・防災担当**
〒157-8501 世田谷区成城6丁目2番1号 電話番号 03-3482-2169
 - **烏山総合支所地域振興課地域振興・防災担当**
〒157-8555 世田谷区南烏山6丁目22番14号 電話番号 03-3326-9249
- ※ 申請書類は、お近くのまちづくりセンターにもあります。
また、世田谷区HPからダウンロードすることができます。
（『世田谷区 地域活動団体 助成』で検索）

地域・地区においてコミュニティ活動を実践している地域活動団体に対して、その活動を支援するため、区では必要な物品や指導員への謝礼を助成しています。
令和6年度の助成を希望する団体は、必ず裏面の内容を確認してから申請してください。

世田谷区 地域活動団体 助成

検索



対象団体

次の項目にすべて当てはまる団体が対象となります。

- ・世田谷区を拠点とし、区内で活動する地域団体
- ・構成員が原則5名以上で、かつ構成員の過半数が区内在住、在勤、在学者である団体
- ・地域・地区でコミュニティ活動を実践しており、活動に広く地域住民が参加できる団体で、次の6つのいずれかに該当している団体のうち、「令和6年度地域活動団体助成申請書」「活動計画書（年間）」「地域活動団体助成を申し込まれる方へ」を提出した団体の中から、区が助成を認めた団体

1. 緑多い世田谷の実現に寄与している団体

2. 安全で住みよいまちの実現に寄与している団体

3. 活発な健康づくりの活動が展開されるまちの実現に寄与している団体

4. 美化・清掃の行き届いた快適なまちの実現に寄与している団体

5. 青少年の健全育成に寄与している団体

6. 社会福祉の増進に寄与している団体

(注) その他、次の団体は対象になりません。

- ・ 区以外の部署から地域活動に関わる助成を受けている団体
※この地域活動団体の助成を受けることで、他の制度の助成を受けられなくなる場合がありますので、他の助成制度の申請を予定している団体は、事前に助成制度の担当部署にご確認ください。
- ・ 団体内部組織（例：〇〇町会〇〇部、〇〇小学校PTA〇〇部会など）
- ・ 主に学習あるいはレクリエーションなどを目的としている団体
- ・ 宗教活動、政治活動及び営利事業を行う団体
- ・ 暴力団又はその傘下にある団体

助成内容

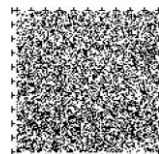
1 団体につき、次のいずれか一方を選択し、「申請書」に記載のうえご提出ください。

- ・ 物品助成：10,500円以内（税込）※現物支給
- ・ 指導員助成：12,000円以内（税込）

※助成金は、所得税法第204条および復興財源確保法第28条により、10.21%を差し引いた金額を直接講師の口座に振り込みます。

(注) 助成の可否については審査のうえ決定し、助成は予算の範囲内で行います。
助成総額が予算を上回った場合、地域住民や他の団体との連携、協力、協働が強い団体・事業、新規団体の助成を優先します。

支援対象期間 交付決定通知後～令和7年3月31日（月）まで



助成対象

○ 認められる助成

①物品助成

団体が主催する事業の実施に必要な物品、又は、団体を運営する上で必要な物品。

②指導員助成

団体が主催する事業の実施に必要な講師や指導員などへの謝礼。

○ 認められない助成

①物品助成

- ・ 飲食にかかる助成（菓子、飲み物、弁当など）
- ・ 団体の構成員の個人の所有となり、個人の利益や財産となる助成
- ・ 団体が差額を負担する助成

②指導員助成

- ・ 団体の構成員が講師や指導員等となる場合の謝礼相当費

③その他、物品・指導員助成に共通すること

- ・ その他、区が地域活動団体への支援と認められないと判断した助成
- ※申請内容について状況や詳細をお聞きすることがあります。

○ 留意点

- ・ 区では、インターネットを通じての購入や区に登録のない店舗等から物品を購入することはできません。希望物品が購入できない、又は同等品になる場合があります。
- ・ 地域振興課へ配送ができない店舗等からの購入はできない場合があります。また、ご紹介いただいた店舗等から区が購入するとは限りませんので、ご承知おきください。
- ・ インターネット等で調べた価格と区の購入価格が異なる場合があります。希望物品が購入できない場合や希望個数に変更される場合がありますので、ご承知おきください。
- ・ 購入時や保管期間に品質を損ねる可能性のある物品は、避けるようにしてください。
例 苗木など、受け渡しまでに苗木が枯れたり弱ったりすることがあります。
苗木に変えて種にするなどでご検討ください。
- ・ 希望物品が多種・多岐にわたると受渡しまでに時間がかかることがあります。なるべく、同じ種類（事務用品、スポーツ用品など）にするなど同一店舗で購入できるように検討をお願いいたします。
- ・ 特注品については対象外となる場合があります。

申請方法

申請に必要な様式は次のとおりです。必要事項を記入の上、団体が主に活動する地域の総合支所地域振興課へ郵送または持参してください。

※消しゴム等で消すことができる筆記用具で書かれた申請書等は、受付できません。

※誤って記入した場合は、修正液ではなく二重線で抹消して訂正してください。

(訂正印不要)

1. 令和6年度地域活動団体助成申請書《第1号様式(1)》
2. 活動計画書（年間）《第1号様式(2)》
3. 地域活動団体助成を申し込まれる方へ

